

概要版

茂原市

子ども・子育て支援事業計画

計画の基本理念

未来に輝く子どもたち みんなで育てるまち もばら

子どもたちの健やかな成長のためには、子どもの幸せを社会全体で支え合うことを前提とした環境づくりが必要です。そのためには、子育ての当事者である親や、事業所のみならず、すべての市民が「茂原で子どもを育てる」という意識の啓発も重要であると言えます。本市の未来を担う子どもたち一人一人が生き生きと輝くことができるよう、地域が一体となった「みんなで育てる」まちを目指し、本計画を推進していきます。

はじめに

平成 27 年 4 月から、「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を目的とした子ども・子育て支援新制度が始まることとなりました。

全国的な少子高齢化、就労の多様化、地域社会における人間関係の希薄化等が進行する中、本市でも、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、広域的且つ総合的な子育て支援施策の推進に努めてきたところです。しかし、公立の保育所や幼稚園では、施設の老朽化や入所者数が定員を下回る状況が続き、従来の運営の在り方についての見直しの必要性が生じる一方で、子育て支援のボランティア団体等の市民の皆様による積極的な活動が展開されており、こうした活動と子育て家庭を繋ぐネットワークの形成も目指していかなければなりません。

本計画は、平成 25 年度に実施しました子ども・子育て支援事業計画に伴うニーズ調査や子ども・子育て審議会の意見を踏まえながら、平成 27 年度から平成 31 年度までを目標とする 5 年間の計画として策定したものです。

基本理念であります「未来に輝く子どもたち みんなで育てるまち もばら」の実現を目指し、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、本計画を推進してまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました「子ども・子育て審議会委員」の皆様をはじめ、住民アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました多くの皆様に、心から御礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

茂原市長 田中 豊彦

計画策定の目的

平成 27 年度から始まる子ども・子育て支援新制度は、平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

これまで本市では、平成 17 年 4 月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、広域的なサービス提供の観点から、平成 17 年に「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（前期計画）」、平成 22 年に「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を策定し、子育て支援の制度を整備してきました。

しかし、このような取り組みにも関わらず、少子化の進行は著しい状況にある一方で、保育時間の延長や一時預かりの充実など多様なニーズが出てきています。

本計画では、教育・保育サービスの質を高めるため、本市における子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、市民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定します。

計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

なお、本市では、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て関連3法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」で掲げてきた施策の方向性についても本計画で位置づけます。

計画の期間

本計画は、平成27（2015）年度から、平成31（2019）年度までを計画期間とします。

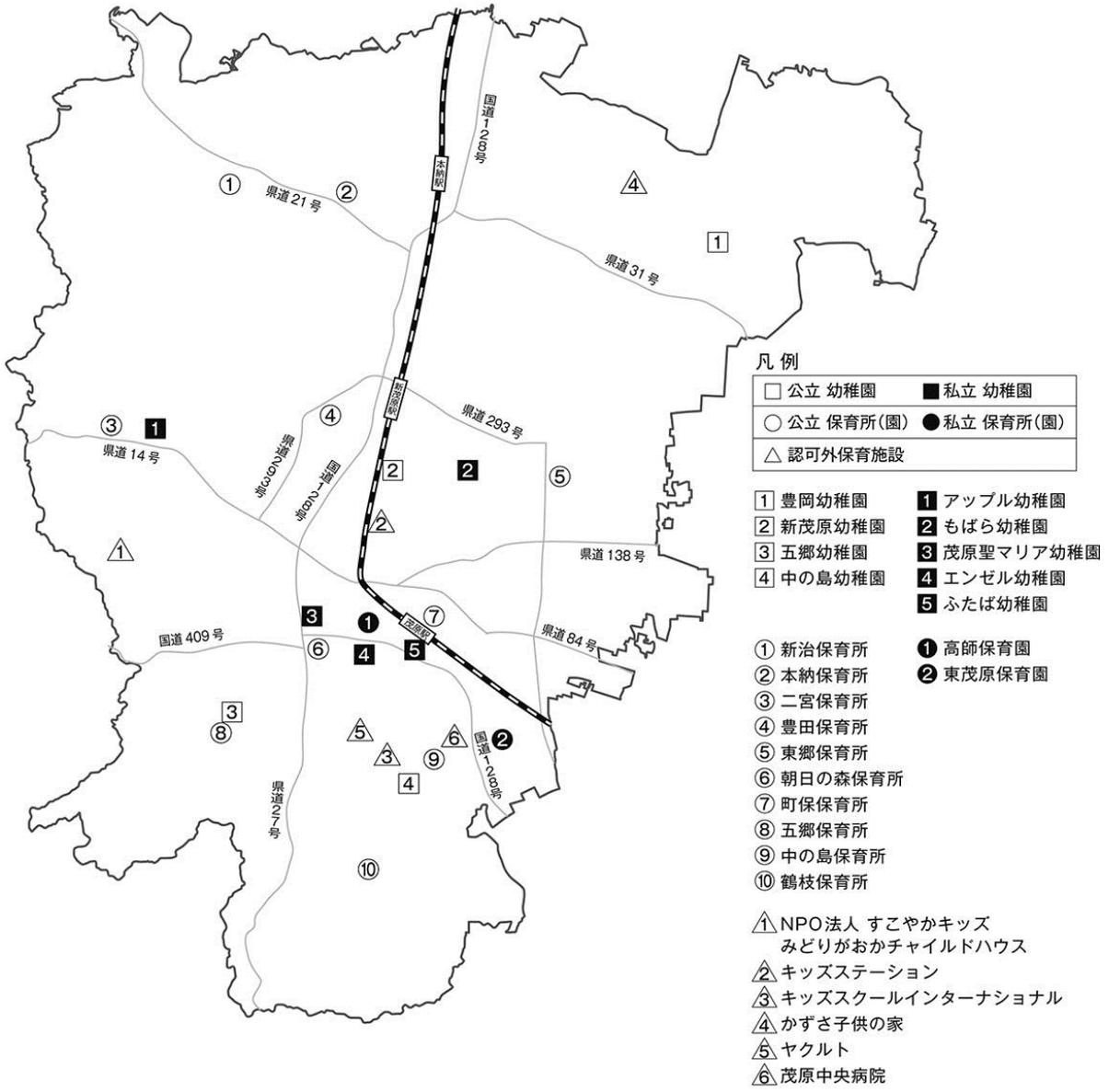
計画の基本方針

計画年間における子どもの人口は減少が見込まれ、各施設において少人数化が進んでいくことが課題としてあげられます。子どもの健やかな成長・豊かな人間性を培うために、集団の中で様々な子どもと接していくことができる環境を整備するため、教育・保育提供区域を全市一区域として設定し、教育・保育の質の維持に努めていきます。

また、教育・保育に関わる公共施設（幼稚園・保育所）は老朽化が進んでおり、公共施設の統廃合も含めながら建物の見直しを検討する必要があります。そのため、市内で事業を展開する民間事業者の意向を尊重し、民間への移行を図っていきます。

年齢	計画年間の子ども人口	
	平成25年度	平成31年度
0～2	1,861	1,635
3～5	2,029	1,798
0～5	3,890	3,433
6～8	2,065	1,898
9～11	2,292	2,013
6～11	4,357	3,911

保育所・幼稚園などの設置状況



幼児期の学校教育・保育の見込量と確保策

幼稚園、保育所については、子どもの人口の減少とともに、利用者数が定員を下回ることが予想されます。

少子化が進む中、教育・保育の質の維持のため、公立の幼稚園、保育所は、民間事業者の意向と調整を図りながら、適正な施設数となるよう施設の再編を計画的に進めます。また、地域型保育事業（小規模保育）を実施したいという民間事業者の意向があることから、民間活力を活用し、民間事業者による小規模保育の実施を支援していきます。さらに、小学校に入学したばかりの1年生で、集団行動がとれない、授業中座ってられない、先生の話を受けないなどの学校生活になじめない状態が続く「小1プロブレム」への対応に備え、円滑な移行が可能となるよう、定期的に連絡協議会等を開催し、幼稚園・保育所と小学校との交流を深めます。

〔幼稚園の見込量と提供量〕

人数		25年度 (実績)	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
①見込量		898	872	861	841	828	814
	1号認定こども(3～5歳、保育の必要性なし)	-	495	489	478	470	463
	2号認定こども(3～5歳、幼稚園の利用希望が強い)	-	377	372	363	358	351
②提供量(定員)		1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290
	特定教育・保育施設(公立幼稚園)	455	455	455	455	455	455
	確認を受けない幼稚園(私立幼稚園)	835	835	835	835	835	835
差(②-①)		392	418	429	449	462	476

※2号認定のうち、学校教育の利用希望が強いと想定されるものについては、幼稚園を利用と考える。

※小数第1位で端数処理をしているため、合計数と一致していない場合がある。

〔保育所等の見込量と提供量〕

人数		25年度 (実績)	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
①見込量		1,370	1,323	1,301	1,273	1,248	1,221
	2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者)	-	933	917	898	880	861
	3号認定こども(0歳)	-	42	41	40	39	38
	3号認定こども(1, 2歳)	-	349	343	336	329	322
②提供量(定員)※1		1,649	1,676	1,676	1,676	1,676	1,676
	特定教育・保育施設(認可保育所)	1,649	1,649	1,649	1,649	1,649	1,649
	2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者)	-	1,163	1,163	1,163	1,163	1,163
	3号認定こども(0歳)	-	52	52	52	52	52
	3号認定こども(1, 2歳)	-	435	435	435	435	435
	地域型保育事業(小規模保育等)	-	27	27	27	27	27
	3号認定こども(0歳)		7	7	7	7	7
	3号認定こども(1, 2歳)		20	20	20	20	20
差(②-①)		279	353	375	403	428	455

※小数第1位で端数処理をしているため、合計数と一致していない場合がある。

※地域型保育事業については、平成27年度に、現在の認可外保育施設を認定して実施することを想定。

地域子ども・子育て支援事業の確保策 1

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められた事業です。これまで、「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」の中で進めてきた事業に加え、利用者支援事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業が新規に位置付けられ、市が推進していくこととなりました。

事業名	事業概要	確保策	平成25年度 (現状)	平成27年度 確保量	平成31年 確保量
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	平成27年度から、子育て相談及び子育て支援に対応するため、子育て支援課の窓口で受け付け、関係課と連携を図りながら対応していきます。	/	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	市内の私立保育園に委託した2か所での実施とともに、事業内容を他の事業者に啓発周知し、平成30年度から1か所増を検討していきます。	2か所	2か所	3か所
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	妊婦が安心して安全な出産を迎えることができるよう、関係機関(産婦人科医院等)との連携を図りながら、実施していきます。	7,244件	7,952件 (全数実施)	7,168件 (全数実施)
(こ)んにちは赤ちゃん事業 乳児家庭全戸訪問事業	生後2～3か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	訪問連絡を積極的に実施しながら、保護者の産後の不安を和らげ子育て相談ができるよう、子どものいる全家庭の訪問を目指し、実施していきます。	583人	568人 (全数実施)	512人 (全数実施)

地域子ども・子育て支援事業の確保策 2

事業名	事業概要	確保策	平成 25 年度 (現状)	平成 27 年度 確保量	平成 31 年 確保量
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	平成 27 年度から、子育て支援課で実施していきます。	0 人 (未実施)	23 人 (全数実施)	23 人 (全数実施)
子育て短期支援事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行うもので、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。	事業者に対して事業内容の啓発周知を促し、計画期間中に事業の実施を検討していきます。	0 人日 (未実施)	837 人日 (実施なし)	772 人日 (実施なし)
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	事業者に対して事業内容の啓発周知を促し、事業者の理解を得ながら平成 29 年度から 1 か所の実施を検討していきます。	0 か所	0 か所	1 か所

地域子ども・子育て支援事業の確保策 3

事業名	事業概要	確保策		平成 25 年度 (現状)	平成 27 年度 確保量	平成 31 年 確保量
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	幼稚園在園児対象	市内5か所の私立幼稚園が実施しています。	5か所	5か所	5か所
		未就園児対象	市内2か所の私立保育園が実施し、2か所の認可外保育施設でも対応しています。。平成 29 年度から、公立保育所において1か所の実施に努めていきます。	4か所	4か所	5か所
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。	平成 28 年度から公立保育所 1 か所において朝の時間帯を延長し、他の公立保育所については、朝の時間の延長の拡充について検討していきます。		7:00~19:00 開所 2か所 7:30~19:00 開所 10か所	7:00~19:00 開所 2か所 7:30~19:00 開所 10か所	7:00~19:00 開所 3か所 7:30~19:00 開所 9か所
病児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。現在、市内にある内科医院内において1日4人の定員で実施しています。	子育てを行っている保護者へ事業の啓発・周知を広め、利用者の拡大を図っていきます。また、計画期間中に1か所の医療機関の設置を検討していきます。		1か所 964人日	1か所 964人日	1か所 964人日

地域子ども・子育て支援事業の確保策 3

事業名	事業概要	確保策	平成 25 年度 (現状)	平成 27 年度 確保量	平成 31 年 確保量
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童センター等を利用して健全な育成を図る事業です。	対象を小学校6年生まで拡大することから、各学童クラブごとに、個別に確保策を検討していきます。また、教育委員会が進める放課後子ども教室推進事業との連携に努めます。	学童クラブ 18 か所 放課後子ども教室 4 か所	学童クラブ 18 か所 放課後子ども教室 4 か所	学童クラブ 18 か所 放課後子ども教室 6 か所
実費徴収に係る補正給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	国や近隣の市町村の動向を踏まえ、実施の検討をします。		検討	検討
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。	国や近隣の市町村の動向を踏まえ、必要に応じて実施の検討をします。		検討	検討

分野別施策の推進

本計画では、「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」の中で総合的に進めてきた事業の中でも、「子育て支援」に重点をおいた各施策の推進に努めていきます。

1 地域における子育て支援の充実

1 保育サービスの充実

- ・障害児保育事業
- ・乳児保育の実施
- ・民間保育サービスの活用の促進

2 子育て支援のネットワークづくり

- ・地域の力を生かした子育て支援
- ・子育て支援サービスに関する情報提供
- ・家庭児童相談事業

3 経済的支援の充実

- ・保育所保育料の減免
- ・私立幼稚園在園児の保護者に対する経済的支援
- ・児童手当の支給 ・子ども医療費の助成

2 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

1 子どもや母親の健康の確保

- ・母子健康手帳等の交付 ・ママ・パパ教室の開催
- ・妊産婦・新生児等訪問指導 ・乳幼児訪問指導の実施
- ・乳幼児健康診査の実施 ・乳幼児健康相談の実施
- ・乳幼児発達支援の充実 ・歯科健康診査等の実施

2 食育の推進

- ・離乳食指導 ・保育所給食の推進
- ・学校給食の推進 ・健康生活推進員の活動

3 小児医療体制の確保

- ・地域医療体制の整備
- ・休日・夜間医療体制の整備
- ・二次救急医療体制の整備

3 子育てを支援する環境の整備

1 職業生活と家庭生活との両立の支援

- ・男女の働き方の意識の是正
- ・仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進

2 子育て世帯にやさしい生活環境の整備

- ・子育て世帯にやさしい公共施設等の整備

3 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ・防犯講習の実施

4 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

1 児童虐待防止対策の充実

- ・要保護児童対策地域協議会の運営
- ・虐待の発生予防

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

- ・ひとり親家庭等の自立、就業支援
- ・児童扶養手当の支給 ・優先入居制度の活用

3 障害児施策の充実

- ・自閉症及び乳幼児の発達障害への対応
- ・特別児童扶養手当の支給
- ・身体障害児補装具給付事業の実施
- ・重度障害児日常生活用具給付事業の実施
- ・障害児介護給付費及び障害児通所支援事業費等の支給
- ・特別支援教育の推進
- ・障害児の生活支援ネットワーク化の推進

計画の推進にあたっての役割分担と連携

計画の推進にあたっては、すべての市民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。市民、地域、事業者をはじめ社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて市民へ本計画の周知を行っていきます。

また、多様化した子育て支援に関する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、NPO、地域団体などの各種関係団体と連携し、また市民の協力を得ながら、施策を推進していきます。

計画の進行管理

本計画は、子育て支援課を主管課に關係各課の協力により、毎年度、進捗状況を把握するとともに、評価・点検を行い、以降の取り組みに生かしていきます。

推進状況は、毎年度、市民に対して、市のホームページ等を活用して発表し、周知を図ります。

茂原市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

平成 27 年 3 月

茂原市役所 福祉部 子育て支援課

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

電話 0475-20-1573 FAX 0475-20-1610